野村のiDeCo

指定運用方法

指定運用方法とは

指定運用方法とは、掛金の配分指定(運用指図)がなされていない場合に、一定期間経過すると、 ご自身が商品選択したものとして、自動的に購入される運用商品のことを言います。

指定運用方法から他の運用商品への変更はいつでも可能です。

なお、配分指定が行われていない場合、掛金等の資産は「未指図資産(現金相当の資産)」として 管理されます。

野村のiDeCoの場合

掛金の拠出がされてから、3ヶ月(特定期間)が経過すると、配分指定していない加入者の方々へ、JIS&Tから「特定期間経過のお知らせ」が送付され、さらに配分指定しないまま31日間(猶予期間)が経過した場合、自動的に生年月日*に応じて、指定運用方法である「マイターゲット」の各コースが購入されます。





iDeCo専用口座にある資産のすべて (企業型DCの移換がある方で、移換時 配分指定書をご提出いただいていない 場合を含む)を原資として、指定運用方法 の商品が購入されます。

猶予期間経過後

指定運用方法の商品が 購入される

指定運用方法	生年月日*
マイターゲット2030(確定拠出年金向け)	~ 1972/12/31生まれ
マイターゲット2035(確定拠出年金向け)	1973/1/1 ~ 1977/12/31生まれ
マイターゲット2040(確定拠出年金向け)	1978/1/1 ~ 1982/12/31生まれ
マイターゲット2045(確定拠出年金向け)	1983/1/1 ~ 1987/12/31生まれ
マイターゲット2050(確定拠出年金向け)	1988/1/1 ~ 1992/12/31生まれ
マイターゲット2055(確定拠出年金向け)	1993/1/1 ~ 1997/12/31生まれ
マイターゲット2060(確定拠出年金向け)	1998/1/1 ~ 2002/12/31生まれ
マイターゲット2065(確定拠出年金向け)	2003/1/1 ~ 生まれ

各商品についての詳細は、野村の確定拠出年金ねっと>商品ラインアップページ等でご確認ください。

【指定運用方法選定理由】

決められた目標年(ターゲットイヤー)に向けて、自動的に保守的な資産配分に変更していく商品シリーズです。年齢を経るにつれ、リスク許容度が小さくなることを想定して設計されており、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図ることが可能な商品です。信託報酬の水準、運用会社の運用体制や経営状態などを含めて総合的に比較・検討した結果、老後のための資産形成を目的とした長期的な資産運用が可能であることから、当該プランの指定運用方法として選定します。